

## 「規制改革推進3か年計画(改定) 平成14年3月29日閣議決定」より抜粋

## 13年度重点計画事項

## 5 環境

## (3) 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

## ア 環境報告書及び環境会計の普及促進の方策

大企業のみならず中小企業への環境報告書及び環境会計の普及を図るべく、環境報告書及び環境会計に係るデータベースを構築し情報提供を行うなど、普及促進のための行政支援策を講ずる。【平成14年度中に措置】

環境報告書及び環境会計がもたらす環境保全上の利益にかんがみ、これらに取り組む企業への何らかのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ、結果として企業の競争力の向上につながるような方策など、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。【平成14年度中に措置】

環境会計に期待される内部機能にもより一層着目し、原価計算、マテリアルフローコスト会計、業績評価への環境項目の導入など環境管理会計手法について検討し結論を出す。【平成13年度中に措置】

## イ 環境報告書及び環境会計の比較可能性の確保【平成14年度中に措置】

環境報告書の記載内容となる環境会計及び環境対策の評価結果(環境パフォーマンス情報)の更なる改良を行う。具体的には、環境会計ルールの明確化のため環境保全対策に係る効果の体系付け等の理論的課題に対して検討を加えるとともに、環境パフォーマンス情報の集計方法を体系化する等により、実務上の利便性を向上させたガイドラインの改訂を行う。そのため、業種間の比較がより一層的確かつ容易なものとなるよう項目の共通化を図りつつ、業種別の比較可能性の観点から更に検討する。

## ウ 環境報告書及び環境会計の信頼性の確保【平成14年度中に措置】

誤った情報による誤解を未然に防止する必要性から、EUでは「環境管理・監査制度(E MAS : Eco-Management and Audit Scheme)」による検証制度が構築されている。国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて検討し結論を出す。

その際、以下の点に留意の上、検討を行う。

- 1) 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認がなされるようにするとともに、その養成や環境変化に伴う不断の資質向上について策を講ずる。なお、専門家資格を創設する場合には、資格に期限を設定するとともに、国際標準化機構(ISO : International Organization for Standardization)同様に民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。
- 2) 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。
- 3) 第三者監査に当たっては、当該報告書を作成する者にとって、多大なコスト負担とならないことに留意する。
- 4) 企業に不利な、いわゆるネガティブ情報は消費者・投資機関・地域住民等にとって重要な情報となり得ることから、これらについても環境報告書及び環境会計に盛り込む。
- 5) 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。